

- 1) 申込書一式（借入申込書、信用保証委託契約書、個人情報提供に関する同意書等）
- 2) 公的書類（納税証明書、商業登記簿謄本（1ヶ月以内、個人は住民票抄本）、印鑑証明書（3ヶ月以内））
- 3) 決算書又は確定申告書（※）、その他個別に必要な書類（※）NPO法人は事業報告書等

保証料率について

- 1) 県制度融資の保証料率は、一部県が負担しており、一般的な料率から割引した料率となっています。
- 2) 料率が9区分（リスク考慮型信用保証料率）に分かれている資金の場合、中小企業者の財務内容等に応じた適用区分が異なります。詳しくは信用保証協会にお問い合わせ下さい。
- 3) 割引制度の適用がある場合は、最大0.2%の割引を行います。
- 4) 新規創業資金と緊急経済対策資金「事業承継支援型」の保証料率は、一部信用保証協会の負担により、割引した料率となっています。（「事業承継支援型」の割引は平成35年3月末まで）

【保証料率区分（リスク考慮型信用保証料率）について】
財務その他経営に関する情報を基に、リスク計測モデル（CRDモデル）により、下表の9区分のいずれかに区分されます。
なお、セーフティネット保証等一部の保証は、固定料率が適用され、リスク考慮型信用保証料率は適用されません。

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有対象保証料率(%)	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
責任共有対象外保証料率(%)	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

5 問い合わせ先

県工部部中小企業振興課金融係	福岡県庁7階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3424
◎エネルギー対策特別融資に関すること		
県企画・地域振興部総合政策課エネルギー政策室	福岡県庁9階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3148
◎環境保全施設等整備資金融資に関すること		
県環境部循環型社会推進課リサイクル係	福岡県庁3階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3372
◎ふくおかサポート会議（経営改善計画策定及び実行等）に関すること		
【福岡県信用保証協会】		
本所営業部	福岡市博多区博多駅前2-2-1	(092)415-2601
大濠支所	福岡市中央区黒門2-28	(092)734-5923
北九州支所	北九州市小倉北区古船場町1-35 北九州市立商工貿易会館4階	(093)551-2634
久留米支所	久留米市吉原町24-24	(0942)38-1022
筑豊支所	飯塚市吉原町6-12 飯塚商工会議所ビル5階	(0948)22-3585
大牟田支所	大牟田市不知火町1-3-4 太陽生命大牟田ビル6階	(0944)52-6011
◎福岡県信用保証協会		
福岡県信用保証協会	福岡市博多区博多駅前2-2-1	(092)415-2604
保証部経営支援統括課		
◎福岡県中小企業技術・経営力評価制度に関すること		
福岡県ベンチャービジネス支援協議会	福岡ビル4階 (福岡市中央区天神1-11-17)	(092)725-2729
ベンチャーサポートセンター		
◎経営革新計画に関すること		
県工部部新事業支援課	福岡県庁7階(福岡市博多区東公園7-7)	(092)643-3449
◎各種専門家派遣に関すること		
(公財)福岡県中小企業振興センター	中小企業振興センタービル6階 (福岡市博多区百塚本町9-15)	(092)622-5432

中小企業融資制度のしおり

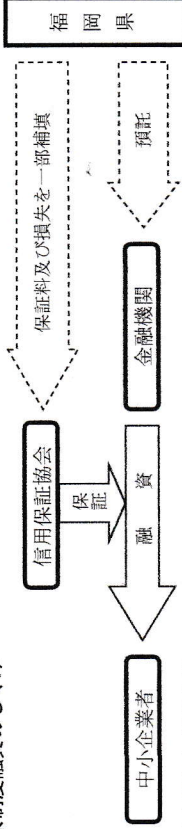
《平成30年度の主な制度改正等》

- 1) 融資の対象となる要件を追加しました。
 - ①大規模な経済危機、災害等の影響により中小企業に係る著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合に、売上高が減少する等、経営の安定に支障を生じていることについて市町村長の認定を受けた中小企業者
 - ②経営承継円滑化法に基づき、知事の認定を受けた中小企業者及びその代表者
- 2) 融資限度額を引き上げました。

さらなる資金繰り円滑化のため、融資限度額を下記のとおり引き上げました。

 - 新規創業資金
 - 1,500万円 → 2,000万円
 - ・シニア創業型
 - 500万円 → 1,000万円
 - ・支援創業型
 - 1,500万円 → 2,000万円
 - 小規模事業者振興資金（小口零細企業保証型）
 - 1,250万円 → 2,000万円
- 3) 返済条件緩和措置を平成31年3月31日まで延長しました。
 - ・元金返済の一时的な猶予 最長3年
 - ・上記に合わせた返済期限の延長 最長3年

1 県制度融資のしくみ



2 お申込ただけの方

- 1) 原則、県内に事務所があり、事業を営んでいる中小企業者（個人、法人、組合等）であること。
- 2) 福岡県信用保証協会の保証対象業種であること。（農林漁業（一部を除く）、金融・保険業（保険代理店を除く）、サービス業の一部などは対象となりません。許認可等が必要な業種は、その許認可等が必要で。）
- 3) 直近1事業年度分の県事業税（事業税の課税がない場合は、県・市町村民税）を完納していること。
- 4) 手形交換所又は電子債権記録機関の取引停止から2カ年を経過している（第1回不渡り又は電子記録債権が支払不能となって6ヶ月を経過しているものを含む）こと。
- 5) 保証協会の保証付融資を受けている方又はその保証人について、延滞等の債務不履行がないこと。
- 6) 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。又は暴力団員でなくなった日から5年を経過していること。

